

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|------------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 許可等の取消、工事中止命令 |
| 根拠条例・規則名 | | 下水道法 |
| 条 項 | | 第 38 条 第 1 項 及 び 第 2 項 |
| 所 管 部 課 | | 建設局 下水道部 下水道維持管理課 (電話 : 048-829-1559) |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 未設定(法令の規定において処分基準が言い尽くされており、基準の設定が不要であるため。) |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |